

# 長崎県における中国帰国者とそれを取り巻く現状 自治体等への聞き取り調査を通じて

著者	宮崎 聡子, 宮崎 聖乃, 桑戸 孝子
雑誌名	長崎外大論叢
号	24
ページ	101-110
発行年	2020-12-30
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1165/00000775/">http://id.nii.ac.jp/1165/00000775/</a>



長崎県における中国帰国者とそれを取り巻く現状

—自治体等への聞き取り調査を通じて—

宮崎 聡子・宮崎 聖乃・桑戸 孝子

通过各自治体的调查得知的长崎县中国归国者现状

宮崎 聡子, 宮崎 聖乃, 桑戸 孝子

長崎外大論叢

第24号  
(別冊)

長崎外国語大学  
2020年12月

# 長崎県における中国帰国者とそれを取り巻く現状 —自治体等への聞き取り調査を通じて—

宮崎 聡子・宮崎 聖乃・桑戸 孝子

## 通过各自治体的调查得知的长崎县中国归国者现状

宮崎 聡子, 宮崎 聖乃, 桑戸 孝子

### Abstract / Short Outline (概要)

“中国帰国者”是指1945年苏联军对日宣战，发生混乱时无法从中国归国，最后又到日本的日本人。战后经过了75年，中国帰国者也已进入高龄期，存在着晚年的担忧及被地区孤立等各种各样的问题。

本次调查研究分析了居住在长崎县的中国帰国者の現状。目的は要明確存在的課題。本稿は在日本の帰国者状況概観的基础上，为了搞清在长崎县的中国帰国者状況，通过长崎县、长崎市、中国帰国者居住的各市及支援団体做了调查，得知了本县支援情况的变迁及现在实行的支援概要。长崎县的中国帰国者人数高峰期为2009年74人（49戸），之后逐渐减少，截止2020年7月末，中国帰国者减少为45人（31戸）。中国帰国者居住最多的是长崎市，长崎市除了市委托的市民团体之外，还有个人志愿者做的支援。

今后，会通过走访这些中国帰国者本人，掌握高龄期的中国帰国者の需求，调查实际相关的团体及个人，有探讨继续进行地区支援的方式。

### キーワード

中国帰国者、中国残留邦人、外国人高齢者、地域支援、長崎県

### 1. はじめに

本研究は、長崎県における中国帰国者の現状を明らかにしようとするものである。「中国帰国者等（中国帰国者及び樺太帰国者）」とは、「昭和20年に生じたソ連軍の対日参戦によって生じた混乱で中国から帰国できなかった日本人及び樺太に在留していた日本人で帰国できなくなった日本人のうち、日本に帰国を果たした者（荻野2017：115）」のことである。このうち、中国から帰国した日本人を「中国帰国者」、樺太から帰国した日本人を「樺太帰国者」と言う。

中国帰国者の中国東北地域からの日本への帰国は、1946年（昭和21年）に始まった。その後、一時期の中断を挟み実施され、1972年（昭和47年）の日中国交正常化以降、大量の帰国が始まった（中国帰国者支援・交流センター a）。厚生労働省（2020a）によると、2020年（令和2年）8月31日現在の中国帰国者の総数は6,724人で家族を含めた総数は20,911人である。

中国帰国者の多くは、長期にわたって残留を余儀なくされたため日本人としての義務教育を受けるチャンスがなく、また中高年となって帰国したことから日本語の習得は困難な状況であり就労も思うようにいかない現実に直面した（厚生労働省2020b：1）。戦後75年経った今、中国帰国者は高齢期を迎えており、老後の生活への不安や地域からの孤立など、その置かれている環境には厳しいもの

がある（厚生労働省2020b：1）。

このような状況の中、中国帰国者への様々な支援策も実施されている（厚生労働省2020b）。2007年（平成19年）11月には「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、2008年（平成20年）4月から「満額の老齢基礎年金等の支給」と「支援給付の支給」が行われるなど新たな支援策が実施されている。また、2013年（平成25年）11月には中国残留邦人等支援法改正案が成立し、2014年（平成26年）10月1日から配偶者支援金の支給も始まっている。さらに、厚生労働省（2020b：43-45）は、中国残留邦人等の高齢化への対応として、「介護支援コーディネーター」の配置、高齢者向けの「日本語交流サロン」の設置、医療・介護サービス利用増への対応のための自立支援通訳による支援の充実、低層階・バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要への対応、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」の年1回の更新などを実施している。

しかしながら、先行研究でも指摘されているように（荻野2017、森田2018、王・渋谷2018）、言葉や生活習慣の違いなど日本とは異なる文化的背景を持つ高齢の中国帰国者やその家族は、様々な課題を抱えており、これらの課題が十分に解決・改善されたとは言えない。また、2020年は新型コロナウイルス感染拡大により、様々な行事や活動が制限を受けており、中国帰国者に対する地域支援などにも影響が出ていると思われる。

このような中国帰国者の状況は、長崎県においても同様であろう。しかし、管見の限り、長崎県における中国帰国者の状況について明らかにした先行研究はなく、厚生労働省のデータにおいても長崎県に限定したデータを見ることはできない。また、長崎県によって公開された資料やデータも確認することはできない。

そこで本研究では、長崎県における中国帰国者の現状を調査・分析することにより、どのような課題があるかを考察することにした。本稿では、その第一段階として、長崎県および長崎県内市町村、支援団体への調査を実施し、1）長崎県における中国帰国者の状況、2）長崎県における中国帰国者への支援の状況を明らかにし、そこから見えてくる課題について考察する。

## 2. 「中国帰国者」の定義

厚生労働省は、中国と樺太等の地域に残留した日本人に対して「中国残留邦人等」という呼称を用い、「中国残留邦人等とは、戦後の混乱等により、中国と樺太等の地域に残留を余儀なくされた方々の総称（厚生労働省2017）」のことでありと定義している。そのうち、中国に残留した邦人を「中国残留邦人」、樺太に残留した邦人を「樺太残留邦人」としている。また、同省は「中国残留邦人等実態調査結果の概要」などにおいては、永住帰国した中国残留邦人等の本人について「帰国者」という呼称も用いている。

一方、中国帰国者とその家族の「自立」を実現できるよう様々な支援を行っている「中国帰国者支援・交流センター」は、その活動上および研究上、「中国帰国者」という用語を使用している（森田2018）。

本研究では、中国残留邦人等のうち中国から日本に帰国した者を対象としていることから、前述した荻野（2017）の定義を採用し、「中国帰国者等」および「中国帰国者」という呼称を用いることにする。

### 3. 日本における中国帰国者等の状況

#### 3.1 日本における中国帰国者等の状況：厚生労働省の調査結果より

前述したように、2020年（令和2年）8月31日現在の中国帰国者の総数は6,724人で、家族を含めた総数は20,911人である（厚生労働省2020a）。同調査では、平均年齢などの詳細なデータは公開されていないため、同省が実施している「中国残留邦人等実態調査」の直近の結果を参照すると（厚生労働省2017）<sup>1)</sup>、2015年（平成27年）の中国帰国者等の平均年齢は76.0歳（前回調査71.6歳）、70歳以上の高齢者が93.4%（同50.4%）となっている。年齢別の割合では、70歳代が71.3%、80歳代が17.6%、90歳以上が4.5%となっている。2009年（平成21年）の前回調査の年齢別の割合では、60歳代が48.5%、70歳代が33.6%、80歳以上が16.8%となっていることから、当然のことながら月日の流れとともに中国帰国者等の高齢化も進んでいることがわかる。

居住地は全国に及ぶが、東京都が25.6%と最も多く、大阪府10.2%、神奈川県7.7%、愛知県5.4%、埼玉県5.2%と続いている。九州では、福岡県が2.9%で10位である。本研究の対象となる長崎県が何番目に位置しているかは本データからは確認できない。

日本語の理解度については、「不自由なく理解できる」「日常のほとんどの会話に不便を感じない」「買い物、交通機関の利用に不自由しない」が55.7%となっており、半数以上の人々が日本で日常生活を送る上で不自由しないと思われる日本語力を身につけていることがわかる。一方で、「片言のあいさつ程度」が23.9%、「まったくできない」は5.2%となっており、合わせて29.1%の人が日本語でのコミュニケーションに支障があることがわかる。「町内会・自治会の地域清掃」や「地域の祭」といった地域活動への参加については、「参加したことがある」が65.8%で、「参加したことがない」が19.8%であった。参加したことがない理由として最も多かったのは、「日本語がわからないから」で42.0%であった。日本語がわからないために、地域活動への参加を躊躇する姿が見てとれる。

健康状況等については、「定期的に通院または往診による診療を受けている」が74.2%、「要介護（要支援）認定を受けている」が25.8%となっており、多くの人々が医療・介護サービスを利用していることがわかる。

永住帰国後の生活については、帰国して「良かった」「まあ良かった」が76.2%となっており、言葉や健康面など様々な問題はあっても、国の定着自立支援施策等の効果が一定程度は現れていると考えられる（厚生労働省2017）。

#### 3.2 日本における中国帰国者等に対する支援状況

厚生労働省では、中国残留邦人等に対する定着促進対策として、永住帰国および一時帰国のための旅費等を支給する「帰国援護」、また日本に永住帰国し、定着自立をするにあたり直面する言葉、生活習慣、就労等の様々な困難について施策を講じる「定着援護」を行っている（厚生労働省2020c）。「定着援護」には、まず、支援金の給付として、自立支度金の支給（1987年開始）、国民年金の特例措置（1996年開始）、老齢基礎年金の満額支給（2014年開始）、配偶者支援金の支給等（2014年開始）がある（厚生労働省2020c）。

次に、首都圏中国帰国者支援・交流センター<sup>2)</sup>において、帰国直後の6か月、基礎的な日本語や生活習慣等の研修が行われている。また、全国7か所に設置されている「中国帰国者支援・交流センター」において、地域社会での定着自立を促進するため、継続的な日本語指導や、地域の実情を踏ま

えた生活相談・指導、就労相談・指導が行われている。そのほか、日常生活上の相談及び自立に向けての各種指導を行う自立指導員および自立支援通訳の派遣、巡回健康相談などが行われている。長崎県は、福岡県に設置されている「九州帰国者支援・交流センター」の管轄地域となっている。

中国帰国者支援・交流センターは、「中国残留邦人問題の普及啓発事業」も担っており、一般市民を対象とした「帰国者への理解を深める集い」の開催も行っている。例えば、帰国者に対する様々な支援に関わる人が集う「まなびや」という研修会は、支援者間の情報交換や協力関係を促進する機会となっている。また、言葉や文化習慣等の壁により中国帰国者が介護サービスの利用を敬遠するケースがある中、安心して介護サービスを利用できるよう、中国語による語りかけを行う「語りかけボランティア」訪問事業もあり、語りかけボランティア養成研修会も開かれている（中国帰国者支援・交流センター b）。

#### 4. 長崎県における中国帰国者の状況

長崎県における中国帰国者の状況を把握することを目的として、まず、2020年8月に長崎県の担当部署である「原爆被爆者援護課」にメールおよび電話による数回の聞き取り調査を行った。次に、そこで明らかになった長崎県の中国帰国者の居住地である5市の担当部署にメールまたは電話で聞き取り調査を実施した。また、地域支援を実施している市民団体などにもメールまたは電話で聞き取り調査を行った。本章では、担当部署および支援者に対する聞き取り調査をもとに、4.1において帰国者数などのデータを整理し、4.2において本県における地域支援の変遷、また2019年度の事例を中心に各市における支援の現状について述べる。

##### 4.1 長崎県における中国帰国者数（支援給付受給者数）

本節では、県の担当部署である長崎県原爆被爆者援護課への聞き取り調査をもとに、長崎県の中国帰国者数について述べる。同課が把握しているのは、中国帰国者のうち支援給付を受給している人の数であるため、ここでは支援給付受給者数について示す。本統計は厚生労働省が所管する福祉行政報告例第66表「給付金の種類別被給付世帯数及び被給付人員」に基づいたものである。

図1は、長崎県における中国帰国者数のうち支援給付受給者数の推移を表したものである。これを見るとわかるように、長崎県の中国帰国者の支援給付受給者数は、2009年（平成21年）の74人（49世

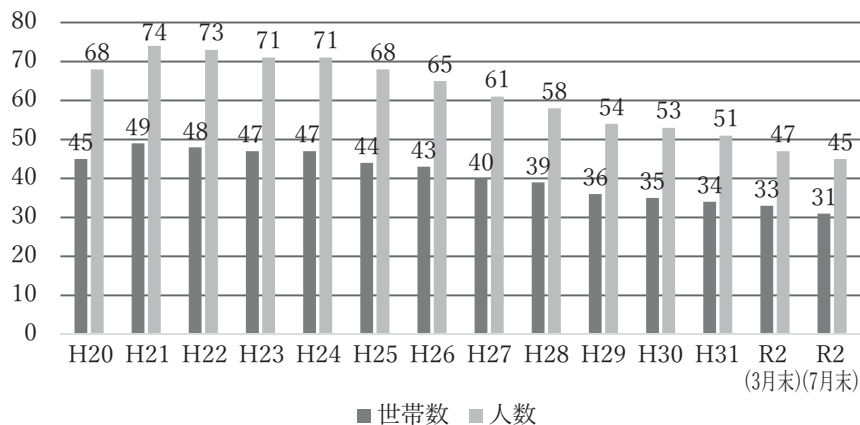


図1. 長崎県における中国帰国者数（支援給付受給者数）の推移

（出所）「原爆被爆者援護課」への聞き取り調査をもとに筆者作成

帯)をピークに、その後徐々に減少している。長崎県原爆被爆者援護課によると、2020年(令和2年)7月末の中国帰国者数は、45人(31世帯)である。平均年齢は明らかにされていないが、2020年の今年は戦後75年目となることから、前述したように中国帰国者は高齢期を迎えていることがわかっている。

長崎県の中国帰国者45人の居住地を表1に示す。長崎県内13市8町のうち、中国帰国者が居住している市町は、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、雲仙市の5市である。最も多いのは長崎市で、32人(23世帯)で全体の71%を占めている。次に多いのは大村市で6人(4世帯)、次いで佐世保市4人(2世帯)、諫早市2人(1世帯)、雲仙市1人(1世帯)となっている。このことから、長崎県の中国帰国者の多くは長崎市に居住していることがわかる。

表1. 長崎県の中国帰国者の居住地

	長崎市	佐世保市	諫早市	大村市	雲仙市
世帯数	23	2	1	4	1
人数	32	4	2	6	1

## 4.2 長崎県における中国帰国者に対する支援状況

### 4.2.1 長崎県における中国帰国者に対する支援の変遷

長崎県における中国帰国者に対する支援の変遷を明らかにするため、当時の支援担当課であった社会福祉課の元担当者、県からの委託を受けた自立支援通訳(当時)、市民団体代表者(当時)及び現在の担当部署である原爆被爆者援護課担当者に、対面、電話、メールなどで聞き取り調査を行った。本項は、これらの調査をもとに長崎県における中国帰国者に対する支援の変遷について述べる。

長崎県における中国帰国者に対する支援は、前述の通り1970年代の中国残留邦人の帰国数の増加に伴って、まずは自立指導員制度を活用した生活支援から始まったようである。県内に在住していた日本語の堪能な中国語母語話者が自立指導員や自立支援通訳として県から委託を受け、通訳や生活支援、日本語学習支援等を行っていた。

1982年には長崎県によって日本社会への適応訓練を行う「中国引揚者一次訓練施設」が開設された。花丘寮と呼ばれたこの施設には18室の居室と共同の調理室・食堂・浴室・洗濯場・便所等があり、常勤で寮長と引揚者専門相談員(嘱託職員)が設置されていた。2001年の閉所まで主として中国帰国者

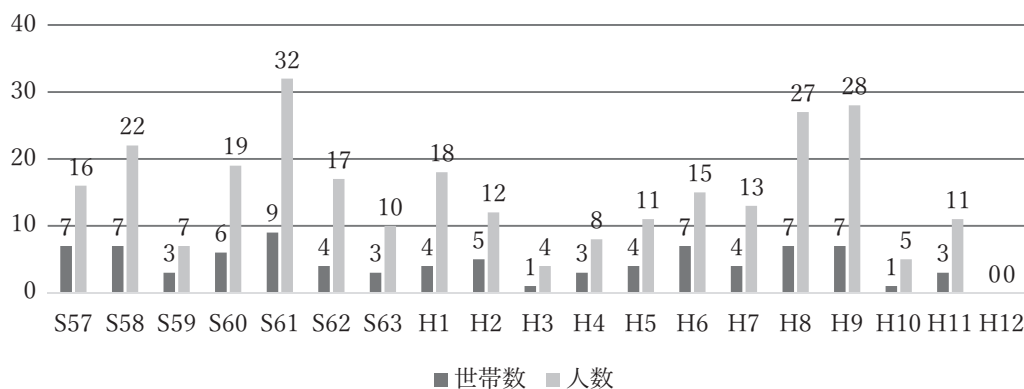


図2. 花丘寮入寮状況の推移

(出所)「原爆被爆者援護課」への聞き取り調査をもとに筆者作成

とその同伴家族等が生活しており、多い年には9世帯32人の入寮者があった。図2は、花丘寮の入寮状況の推移を表したものである。

1988年6月1日には、この花丘寮に国の委託により長崎県中国帰国者自立研修センターが併設された。この自立研修センターは中国帰国者の定住地における研修期間として全国15か所に開設されたものの一つで(黒瀬2008)、日本語及び生活習慣の研修や生活相談などが行われていた。自立研修センターが併設されたことで、花丘寮は「生活の場」と「研修の場」の二つの役割を果たしていたものと思われる。

また長崎県からの支援として、帰国時の知事見舞金、国に登録されている身元引受人の斡旋(肉親による身元引受が困難な場合)、テープレコーダーや語学教材の支給なども行われていた。

その後、2000年に花丘寮への入寮者が0となり、花丘寮及び長崎県中国帰国者自立研修センターは閉所された。日本に帰国する残留邦人が減少したこと、花丘寮を退寮し、自立生活を送る中国帰国者が増えたことによるものと思われるが、引き続き支援を行うために2003年、長崎県中国帰国者支援センターが開設された。2009年3月に閉所されるまで同センターには、通訳、翻訳や生活相談、就労支援を行う自立指導員が常駐していたが、加えて市民団体や個人に委託し、日本語学習支援や生活支援も行っていった。同センターで日本語教室や交流会等を開催していた市民団体「滑石ほたるの会」は、日本語教師、元自立支援通訳、元県職員などで構成された2004年に長崎市で発足した市民団体であるが、県からの委託を受け、同センター以外でも長崎市内数カ所で中国帰国者のための日本語教室を開催していた。また大村市、諫早市などでも個人ボランティアによる日本語教室が開催されていた。

この時期の帰国者支援は、同センターを設置し、運営の主体となった長崎県と、県から委託を受け支援にあたった個人や市民団体の協働によって行われており、その内容が充実していたこと、また支援者と被支援者との信頼関係が築かれていた様子が窺える。「滑石ほたるの会」では日本語教室の他に、生活相談、施設見学、野外体験など県と協力し、幅広い支援を行っていた。支援にあたった担当課の職員や市民団体は、委託業務が終了した後もボランティアとして、帰国者支援に携わっていた。

長崎県においては2009年4月から中国帰国者の支援は、県から関係市へと移管され、長崎市では生活福祉課が帰国者支援の担当課となった。前節で述べたとおり、長崎市には長崎県の中国帰国者の多くが居住しており、前述の「滑石ほたるの会」が市からの委託を受け、引き続き日本語支援、生活相談などの支援を続けた。その後、2015年の「滑石ほたるの会」の解散に伴い、他の市民団体が支援を行うこととなったが、近年では、これまでの支援に加え、高齢者支援という視点でも支援を行うようになってきていることは、特筆すべき点であろう。また、それまでの委託業務や市民団体の経験を生かして、現在に至るまで引き続き支援を行っているボランティアもいる。

次項では、長崎市を始め、中国帰国者が居住している各市において、昨年度実施された支援事業を中心に概観し、長崎県における支援の状況について述べたい。

#### 4.2.2 長崎県における支援の現状

表2は、長崎県原爆被爆者援護課および各市町村の担当部署への聞き取り調査をもとに長崎県の中国帰国者への地域社会での支援をまとめたものである。

まず、長崎県は日本の風土と歴史に触れることを目的に年に1度バスツアーを実施している。2019年度のバスツアーは佐賀県嬉野市で茶道体験などが行われ、36人が参加した。例年30-40人ほどの参



表2. 長崎県における中国帰国者への地域支援の状況（2019年度）

	支援の状況	回数	実施部署または団体
長崎県	①バスツアー（1回／年）	1回	長崎県原爆被爆者援護課
長崎市	①施設見学（1回／年）	0回 <sup>3)</sup>	長崎市生活福祉1・2課
	②高齢者のための日本語交流サロン	22回	②③④：市民団体に委託
	③日本文化交流会	3回	
	④料理教室	2回	
	⑤交通費や教材費補助		長崎市生活福祉課1・2課
	⑥自立支援通訳の派遣	43回	長崎市生活福祉課1・2課
佐世保市	①施設見学（1回／年）	1回	佐世保市市民安全安心課
	②自立支援通訳の派遣	9回	佐世保市生活福祉課
諫早市	①課外活動（見学）	1回	諫早市福祉総務課
	②日本語基礎講座	44回	
	③生け花講座	1回	
	④料理講座	2回	
	⑤自立支援通訳の派遣	0回	
大村市	①自立支援通訳の派遣	34回	大村市福祉総務課
雲仙市	（特になし）	—	雲仙市健康福祉部福祉課

加があるとのことであった。これまでで最も参加者が多かったのは2008年（平成20年）で58人であった。

また、長崎県と長崎市は、九州中国帰国者支援・交流センターおよび社会福祉法人福岡県社会福祉協議会が主催する「中国帰国者支援のためのボランティア研修会『まなびや』」を後援している。2018年11月18日に長崎県庁で行われた研修会では、中国帰国者の歴史と現状についての講演と、中国帰国者一世の体験発表が行われた。

その他の直接支援については、中国帰国者が居住している各市が担当することになっている。次にそれぞれの市における支援について述べる。

### （1）長崎市

32人（23世帯）と長崎県の全体の約70%の中国帰国者が居住する長崎市においては、様々な地域支援が行われている。

まず、長崎市も長崎県同様、年に1度施設見学を実施している。2019年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となったが、その前年の2018年にはチョコレート醤油の見学が実施され、21人が参加した。この他、長崎市が市民団体に委託して実施している活動として、「高齢者のための日本語交流サロン」「日本文化交流会」「料理教室」がある。2019年度には「高齢者のための日本語交流サロン」が22回、「日本文化交流会」が3回、「料理教室」が2回実施されており、それぞれの参加者の延べ人数も先頭から順に196人、29人、26人となっており、定期的な活動が行われていることがわかる。さらに、「自立支援通訳の派遣」については、2019年度には43回の派遣が実施されており、中国帰国者数が多い長崎市においては自立支援通訳のニーズも高いことが窺える。しかしながら、長崎市では自

立支援通訳のための通訳者は1人であることから、通訳要請が同日同時帯に重なった場合には、通訳者を派遣できず別の日に対応する場合もあったとのことである。また、長崎市で実施されている活動の参加者数からは、長崎市の32人の中国帰国者の中には、これらの活動に参加していない人がいることもわかる。様々な理由が考えられるが、今回の聞き取り調査では、不参加の理由については確認できなかった。

#### (2) 佐世保市

4人(2世帯)の中国帰国者が居住する佐世保市では、年に1度施設見学を実施している。佐世保市内の名所・文化施設などの見学を行っており、例年4人の参加がある。通訳1人と佐世保市の担当者1人が同行している。また、自立支援通訳の派遣も実施しており、中国帰国者からの要請を受け派遣している。2019年度は9回の要請があり、9回全てにおいて通訳を派遣している。自立支援通訳の多くは、「病院受診への同行支援」・「ケアマネージャーとのカンファレンスへの同行支援」となっている。

#### (3) 諫早市

2人(1世帯)の中国帰国者が居住する諫早市では、2019年度は課外活動として長崎市内見学(キリシタン関連遺産)、生け花講座、料理講座が実施された。また日本語基礎講座も毎週水曜日に行われている。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、中断する期間もあった。これらの支援には2人が参加している。自立支援通訳の派遣は、2019年度に関しては要請がなかった。

#### (4) 大村市

大村市には、6人(4世帯)が居住している。自立支援通訳の派遣が実施されており、通院などの際に同行しているのに加え、定期的に電話連絡をし、近況を確認しているとのことであった。また、この通訳者の自主的な活動として、2018年(平成30年)3月までは毎月「大村広報」という広報紙を中国語で作成し、市内の中国帰国者の世帯に配布を行っていた。

#### (5) 雲仙市

雲仙市には、1人(1世帯)が居住しているが、自立支援通訳の要請はないため、派遣の実績はない。

以上のように、県や市の支援により、バスツアーや施設などの見学、文化教室、日本語講座などが提供されており、担当者の話からは、これらが高齢となった中国帰国者が外に出て人とコミュニケーションをはかる機会となっていることが窺えた。また長崎市、佐世保市、大村市では自立支援通訳の派遣の実施もある。諫早市と雲仙市に昨年度実施がなかったのは、特に要請がなかったことによる。大村市のように、自立支援通訳者が自主的に広報誌の配布を行うという活動をしていたこともわかった。

## 5. まとめと今後の課題

本研究では、長崎県における中国帰国者の現状を明らかにすることを目的とし、その第一段階として文献また聞き取り調査から基礎的なデータを収集した。

今回行った長崎県および長崎市をはじめ中国帰国者が居住している5市と、支援団体への聞き取り調査から、人数や世帯数といった基礎的なデータ、本県における地域支援の変遷、また現在実施されている地域支援の概要を明らかにすることができた。特に、記録資料が少ない「花丘寮」と併設の自立研修センターについて関係者から情報を得られたことは貴重であったと考える。

長崎県の中国帰国者数は、2009年をピークに徐々に減少し、高齢化が進んでいる。そのような中で、中国帰国者が最も多く居住する長崎市では、市から委託された市民団体による支援活動のほか、個人によるボランティア支援があることもわかった。またそのほかの市においても、自立支援通訳の派遣が必要に応じ実施されており、日本語学習や文化体験等の機会も提供されていることがわかった。一方で、このような支援を利用していない中国帰国者の状況や、地域支援のより具体的な内容について詳細を明らかにすることは課題として残った。

今後、中国帰国者当事者への聞き取りを通じ、高齢期の中国帰国者にとってのニーズを的確に把握するとともに、実際に支援に関わっている団体および個人への聞き取り調査も行い、地域の関係者が連携しながら継続した支援が行えるよう、課題を明確化していく必要がある。

## 注

- 1) 中国残留邦人等実態調査は永住帰国した中国残留邦人等の生活実態を把握することを目的に実施されたものである（前回は2009年度（平成21年度）に実施）。2015年（平成27年）10月1日現在の永住帰国した中国残留邦人等と配偶者支援金受給者5,245人のうち、3,867人から回答があった（回収率73.7%）。
- 2) 中国帰国者自立研修センター（東京、大阪）は2013年（平成25年）3月に閉所した。それに伴い、同年4月から首都圏および北海道のみにおいて、主に中国帰国者定着促進センターでの研修を終了した帰国者に対し、日本語指導及び地域の実情を踏まえた生活相談・指導、就労相談・指導等が実施されるようになった。
- 3) 長崎市の2019年度の施設見学は、新型コロナウイルス感染拡大のために実施されなかった。

## 【参考文献】

- 王榮（木下貴雄）・渋谷努（2018）「中国帰国者の介護問題から見た在住外国人高齢者への介護支援の現状と課題：異文化介護の現場から」『社会科学研究』38(2), 2-18
- 荻野剛史（2017）「文献から見る高齢在日外国人等の生活上の課題」東洋大学福祉社会開発研究センター『福祉社会開発研究』9, 115-120
- 黒瀬桂子（2008）「中国帰国者に対する日本語教育内容の変遷」国立国語研究所日本語教育基盤情報センター『国立国語研究所内部報告書平成19年度成果普及セミナー報告書 生活者にとって必要な「ことば」を考える』29-42
- 厚生労働省（2017）「『平成27年度中国残留邦人等実態調査』の結果」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000171057.html>（2020年9月23日参照）

厚生労働省 (2020a) 「中国残留邦人などへの支援 統計等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/bunya/engo/seido02/kojitoukei.html>

(2020年9月23日参照)

厚生労働省 (2020b) 「令和2年度中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議 (説明資料)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12100000/000637630.pdf> (2020年9月23日参照)

厚生労働省 (2020c) 「中国残留邦人等への支援」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido02/index.html> (2020年9月23日参照)

中国帰国者支援・交流センター a 「ご存じですか中国残留邦人問題」

[https://www.kikokusha-center.or.jp/kikokusha/kiko\\_jijo/kiko\\_jijo.htm](https://www.kikokusha-center.or.jp/kikokusha/kiko_jijo/kiko_jijo.htm) (2020年9月23日参照)

中国帰国者支援・交流センター b 「中国帰国者支援・交流センターとは？」

<https://www.sien-center.or.jp/center/index.html> (2020年9月23日参照)

森田深雪 (2018) 「中国帰国者とその家族の医療・介護をめぐる経験への考察」『安田女子大学紀要』  
46, 259-267